

改正

平成19年 4 月 1 日訓令第12号

只見町障がい者自動車操作訓練費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳を所持する者（以下「障がい者」という。）の社会参加の促進を図るため、自動車運転免許を取得した障がい者に対し、補助金を交付する。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、只見町とする。

(対象者)

第 3 条 障がい者のうち、就労等社会活動への参加のため自動車運転免許を取得した者

(補助額)

第 4 条 補助金は、運転免許取得に要した経費（以下「必要経費」という。）の 3 分の 2 以内とする。ただし、10万円を限度とする。

(必要経費)

第 5 条 この要綱で必要経費とは、次の各号に掲げる経費をいう。

- (1) 指定自動車学校教習料
- (2) 自動車練習場使用料
- (3) 自動車運転教習を受けるために支出した旅費
- (4) 仮免許及び運転免許を受けるために支出した旅費

(申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、障がい者自動車操作訓練費補助金交付申請書（第 1 号様式）に、自動車運転免許取得計画書（第 2 号様式）を添付して町長に提出しなければならない。ただし、知的障がい者及び精神障がい者については、免許センターより発行される適性相談終了書の写しを併せて添付しなければならない。

(変更の承認の申請)

第 7 条 必要経費の変更の承認を受けようとする場合は、障がい者自動車操作訓練費補助金変更（中止）承認申請書（第 3 号様式）を町長に提出しなければならない。

(決定)

第8条 町長は、前2条に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、速やかに審査結果を障がい者自動車操作訓練費補助金決定（却下）通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の取り消し又は返還）

第9条 町長は、補助金の交付を受け、又は受けようとした者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の取り消し又は全額若しくは一部補助金の返還を命ずることができる。

（1） 補助金の申請が偽りであった場合

（2） 補助金の申請と事業内容が著しく違う場合

（実績報告）

第10条 申請者は事業完了後、障がい者自動車操作訓練費補助金実績報告書（第5号様式）に、自動車運転免許取得実績書（第6号様式）、運転免許証の写しを添付し事業完了の日から起算して14日以内に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金等の収支の状況を記載した会計帳簿及びその他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成11年8月1日から適用する。

附 則（平成19年4月1日訓令第12号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

只見町長

住 所

氏 名

印

障がい者自動車操作訓練費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり実施したいので、只見町障がい者自動車操作訓練費補助金交付要綱の規定により、次の金額を交付して下さるよう申請します。

記

1 申請額 金 円

2 障がい者手帳及び障がい者名

交付番号

交付年月日

障がい名

障がい等級

3 運転免許取得の目的

4 添付書類

○ 自動車運転免許取得計画書（第2号様式）

第2号様式（第6条関係）

自動車運転免許取得計画書

1 補助金所要額調べ

対象経費の額 支出予定額 A	$A \times 2 / 3$ B	補助金所要額 (限度額 10万円) C
円	円	円

2 免許取得計画

自動車学校名称	
入校予定月日	年 月 日
仮免許取得予定月日	年 月 日
自動車学校卒業予定月日	年 月 日
運転免許取得予定月日	年 月 日

3 対象経費内訳

区 分	金 額 (円)
入 学 金	
教 科 書 代	
学 科 料	
適 性 検 査 料	
技 能 料	
技 能 料 (路上)	
検 定 料	
計	

年 月 日

只見町長

住 所

氏 名



障がい者自動車操作訓練費補助金変更（中止）承認申請書

下記により、 年度障がい者自動車操作訓練の事業計画を変更（中止）したいので、只見町
障がい者自動車操作訓練費補助金交付要綱の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
変 更（中 止）の 理 由	
変 更（中 止）の 内 容	

年 月 日

様

只見町長

印

障がい者自動車操作訓練費補助金決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました、只見町障がい者自動車操作訓練費補助金について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 補助額 金 円

2 決定（却下）の理由

※ 事業終了後に障がい者自動車操作訓練費実績報告書を14日以内に提出してください。

年 月 日

只見町長

氏 名 住 所
⑩

障がい者自動車操作訓練費補助金実績報告書

年度において、下記のとおり実施したので、只見町障がい者自動車操作訓練費補助金交付要綱の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 自動車運転免許取得実績書（第 6 号様式）
- 2 運転免許証の写し

第6号様式（第10条関係）

自動車運転免許取得実績書

1 補助金所要額調べ

対象経費の額 支出予定額 A	$A \times 2 / 3$ B	補助金所要額 (限度額 10万円) C
円	円	円

2 免許取得実績

自動車学校名称	
入校予定月日	年 月 日
仮免許取得予定月日	年 月 日
自動車学校卒業予定月日	年 月 日
運転免許取得予定月日	年 月 日

3 対象経費内訳

区 分	金 額 (円)
入 学 金	
教 科 書 代	
学 科 料	
適 性 検 査 料	
技 能 料	
技 能 料 (路上)	
検 定 料	
計	